

新たな住宅セーフティネット制度構築事業

建築住宅課

事業の目的

国が創設した「新たな住宅セーフティネット制度」※¹に基づき、住宅確保要配慮者※²に対する賃貸住宅の供給目標や目標達成のための取組等を定めた賃貸住宅供給促進計画を策定するにあたって必要な基礎資料とするため、住宅確保要配慮者の賃貸住宅の需要及び民間賃貸住宅の供給状況に係る実態調査を実施します。

※¹ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度や当該者への入居支援などからなる住宅セーフティネット機能を強化する制度（H29.10施行）

※² 低額所得者や高齢者、障害者、子どもを養育している者、被災者等、様々な事情により適正な規模、構造等の賃貸住宅を確保することが困難な者

事業の必要性

高齢化の進行や若年層の収入減等による住宅確保要配慮者数の増加や民間賃貸住宅の空き家・空き室の増加等に対応するため、国は「新たな住宅セーフティネット制度」をスタートさせました。

当県が住宅確保要配慮者について必要な施策を計画的に実施していくためには、県内の要配慮者及び民間賃貸住宅の実態を的確に把握し、適切な施策を検討の上、計画を策定することが必要となっています。

事業内容

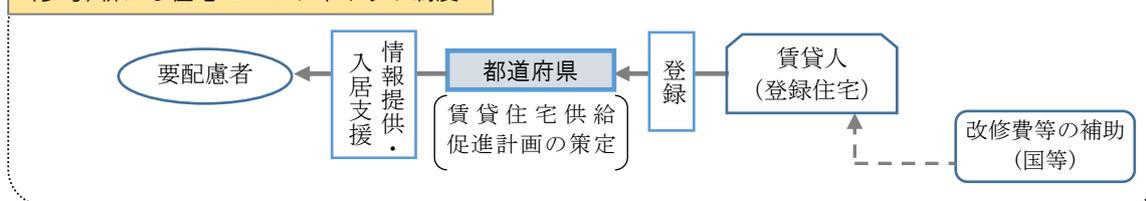
■ 住宅確保要配慮者の賃貸住宅需要に係る実態調査

- (1) 対象 民間賃貸住宅等に入居希望のある住宅確保要配慮者
- (2) 調査によって把握する事項
 - ・住宅に係る相談件数割合
 - ・住宅に関する悩み（家賃、保証人、バリアフリー等）等
- (3) 調査方法
 - ・生活就労支援センターの相談窓口における聞き取り調査
 - ・同センターにおける過去の相談記録の分析

■ 民間賃貸住宅の供給状況に係る実態調査

- (1) 対象 民間賃貸物件等を取扱う事業者
- (2) 調査によって把握する事項
 - ・活用が可能な賃貸住宅の空き室数
 - ・要配慮者受け入れに向けた検討事項 等
- (3) 調査方法 県内登録宅建業者へのアンケート調査

(参考) 新たな住宅セーフティネット制度



実施期間

平成30年度

事業費

H30 予算額： 1,921千円

H29 予算額： 0千円

